

平成 19 年 3 月 28 日
電源開発株式会社

当社水力発電施設に関する国土交通省からの指示について

当社は、国土交通省北海道開発局及び関係地方整備局からの報告徴収指示文書（平成 19 年 2 月 15 日付）に基づき、水力発電関連施設における河川法に係る調査・検討内容を取りまとめ、平成 19 年 3 月 14 日、国土交通省北海道開発局及び関係地方整備局に報告書を提出しているところです。（同日公表済み）

上記報告のうち、河川法の手続きを行わずに河川区域内から直接取水していた発電所、及び使用水量の適正管理が行われていなかった発電所に対し、本日、国土交通省北海道開発局及び関係地方整備局から、取水停止並びに取水制限の指示を受けました。

当社水力発電施設に関して国土交通省から上記指示を受けましたことについて、地域の皆さまをはじめ、関係者の方々にご心配をお掛けしておりますことをお詫び申し上げます。

当社は、今般の指示を厳粛に受け止め、国土交通省のご指導を賜りながら、適切に対応してまいります。

以 上

添付資料：指示を受けた発電所一覧

取水停止指示を受けた発電所一覧

河川管理者	所在地	発電所名	発電所出力 (kW)	用途
東北地方整備局	岩手県	東和発電所	27,000	雑用水
北陸地方整備局	福島県	田子倉発電所	385,000	雑用水
	新潟県	黒又川第一発電所	61,500	機器用(冷却)等
中部地方整備局	静岡県	秋葉第一発電所	45,300	雑用水
近畿地方整備局	福井県	湯上発電所	54,000	雑用水
	和歌山県	十津川第二発電所	58,000	雑用水
	三重県	小森発電所	30,000	消火用水
九州地方整備局	鹿児島県	川内川第二発電所	15,000	機器用(冷却)等

最大使用水量等の制限指示(10%減量)を受けた発電所一覧

河川管理者	所在地	発電所名	発電所出力 (kW)	用途
北海道開発局	北海道	幌加発電所	10,000	機器用(冷却)等
	北海道	糠平発電所	42,000	機器用(冷却)等
	北海道	芽登第一発電所	27,400	機器用(冷却)等
	北海道	芽登第二発電所	28,100	機器用(冷却)等
	北海道	足寄発電所	40,000	機器用(冷却)等
	北海道	桂沢発電所	15,000	機器用(冷却)等
東北地方整備局	岩手県	東和発電所	27,000	機器用(冷却)等
	岩手県	胆沢第一発電所	14,600	機器用(冷却)等
北陸地方整備局	福島県	滝発電所	92,000	機器用(冷却)等
	福島県	大津岐発電所	38,000	機器用(冷却)等
	新潟県	黒又川第一発電所	61,500	機器用(冷却)等
	新潟県	黒又川第二発電所	17,000	機器用(冷却)等
	新潟県	末沢発電所	1,500	機器用(冷却)等
	新潟県	破間川発電所	5,100	機器用(冷却)等
	岐阜県	御母衣発電所	215,000	機器用(冷却)等
岐阜県	尾上郷発電所	20,000	機器用(冷却)等	
中部地方整備局	静岡県	佐久間発電所	350,000	機器用(冷却)等
近畿地方整備局	福井県	湯上発電所	54,000	機器用(冷却)等
	奈良県	十津川第一発電所	75,000	機器用(冷却)等
	和歌山県	十津川第二発電所	58,000	機器用(冷却)等
	三重県	小森発電所	30,000	機器用(冷却)等
	三重県	尾鷲第一発電所	40,000	機器用(冷却)等
	奈良県	西吉野第一発電所	33,000	機器用(冷却)等
	奈良県	西吉野第二発電所	13,100	機器用(冷却)等
九州地方整備局	熊本県	瀬戸石発電所	20,000	機器用(封水)等
	鹿児島県	川内川第一発電所	120,000	機器用(封水)等
	鹿児島県	川内川第二発電所	15,000	機器用(封水)等